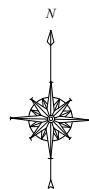


令和6年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺 1:2,500
向日市



京都都市計画生産緑地地区の変更計画書
(向日市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

(变更前)

面積	地区数	備考
(約 11.16 ha) 約 11.11 ha	(68地区) 67地区	変更の概要は以下のとおり (地区番号) (面積等) 物 - 4 地区廃止 (約0.052ha廃止)
		計 地区廃止1地区 (約0.052ha廃止)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由：本都市計画は、生産緑地としての維持が困難となった地区を廃止するものである。

理 由 書

生産緑地制度は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものである。

本都市計画は、生産緑地としての維持が困難となった地区を廃止するものである。

新 旧 対 照 表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	6 8 地区	6 7 地区
面 積	1 1 . 1 6 h a	1 1 . 1 1 h a

京都都市計画生産緑地地区の変更（案）に対する 縦覧結果について

1 対象となる都市計画の種類

京都都市計画生産緑地地区の変更

2 都市計画案の公告縦覧期間

（1）公告日

令和 6 年 9 月 2 4 日（火）

（2）縦覧期間

令和 6 年 9 月 2 4 日（火）から令和 6 年 1 0 月 8 日（火）

（3）意見書提出期間

令和 6 年 9 月 2 4 日（火）から令和 6 年 1 0 月 8 日（火）

2 縦覧者数

0 名

3 意見書提出者

0 名

4 意見件数

0 件